

イギリス下院における省庁別特別委員会制度の再検討

梅 津 實

キース・オールダーマン

一

イギリスの下院は、単なる法律の制定機関ではない。その基本的な役割は、政治の執行者を選出し、ついで執行者（政府）の施策や行動を監視し（scrutiny⁽¹⁾）、それらの内容を国民の前に明らかにして、その是非を問うことにある。もとより法律を制定する行為も、その審議時間が下院の活動のなかでは最大の比重（約三三一%）を占めているよう⁽²⁾にきわめて重要である。

しかし、下院の一日のスケジュールを追ってみると、その日の活動のはじめの大切な部分は、やはり直接立法作業とは関係のない、いわゆるクエスチョン・タイム（Question Time）やステートメント（Statement）で占められて

いる」とがわかる。前者は、個々の議員が政府の政策や行動の内容を問いただす時間であり、後者は政府がみずから緊急問題や新規採用の施策などについて説明し、それへの質問や反論をうける時間である。午後二時半のお祈りとともに始まり、場合によると深夜までつづく長い一日は、こうして政府にその仕事の中身をたずね、その当否をつかめる」とことではじまる。

しかも、これに政府や野党のだす動議についてのデベート、予算にかかるデベートなどをふくめると、立法作業以外の活動時間（約六七%）は、全体として立法作業についてやす時間よりはるかに多い。法律の審議そのものは、午後三時半以降時間をかけておこなわれるが、しかし下院は法律の審議ばかりをしているというわけでは決してないものである。⁽³⁾

こうした政治監視など、下院における活動の主たるものは、いまでもなく本会議場でおこなわれる。いまでは誰もが知っていることだが、本会議場は長方形をなしており、政府と野党との質疑応答も、議場の中央を走る廊下をはさみ、向かいあう形で執りおこなわれる。与野党が物理的に対峙する形になるので、それは自然に「対立の政治」（adversary politics）となる。しかし「敵対」における「対立」の政治は、——誤解を恐れずいえば——必ずしも悪いものではない。提案し行動する側と、それを監視しその欠点を明らかにする側の二つの立場が、これでむしろ鮮明になるからである。異なる選択肢の長所・短所をくらべ、どちらが優れているかを競い合わなければ、よりべターな次の段階には進めない。真の解決の糸口もみえだせない。ともかく議員たちは、このようないわば古典的弁証法のような効果をもつ装置のなかで、議論を繰り広げる所以である。

だが、これはいつもうまくいっているのかというと、もちろん話は別である。というのは、あたりまえのことだが、下院が執行者（政府）を選びかつ監視するとしても、政府を形成し支えるのは多数派政党なので、冷静におこなわれるべき審議（scrutiny）が、多数派の横暴により踏みにじられる」とあるからである。現実は甘くはなく、下院は簡単に多数派政党と少数派政党との力の対決（敵対）の場に転じてしまう。だから、なんの付帯条件もつけず、イギリスの下院では理想的に政治監視をおこなっているなどといえば、そんなイメージはあまりにも単純であまりにもロマンチックにすぎる、とたちまち批判されてしまつのに違いないのである。⁽⁴⁾

考えてみると、クエスチョン・タイムなども、きわめてすぐれた制度ではあるが、しかしやはりいくつかの問題をもつようである。すなわち、これは周知のように、毎週月曜から木曜日までおこなわれ、そのうち水曜日の午後三時から三時三〇分までは、首相自身が直接受け答えする「首相クエスチョン・タイム」となっている。（それ以外は、一般の大臣が応答する「クエスチョン・タイム」）しかも、これらの時間は下院にテレビが導入されて以来、全国に放映されるようになつたので、非常に華やかな雰囲気をかもしだしている。しかしそれゆえに、クエスチョン・タイムは、地道に情報を引き出し（文書質問）、争点を浮き彫りにする（口頭質問）というより、その場かぎりの口当たりのよい主張や、外見的な印象の優劣のみを競うPRの場に成り下がつてゐる感がしないでもないのである。⁽⁵⁾

やがて述べたことの関係でいえば、クエスチョン・タイムは長年(1)政党と政党がぶつかりあう党派的対決（partisanship）の場として利用されてきた。院内幹事などが自党の党派的意見を「動員」し、それらをまとめて「」⁽⁶⁾にあからむ、いわゆるシンジケーション（syndication）も生き残つてゐる。個々の議員については(2)野心を秘めた

目立ちたがり屋 (attention seeking) に、格好の舞台を提供してきた。(3)議員が選挙区住民や圧力団体のプレッシャーを受け、その主張を鸚鵡返しに繰りかえすシーンも、依然としてみ受けられる。⁽⁷⁾ (4)それだけではない。近年多くの議員がクエスチョン・タイムで発言しようとひしめき合い、それにともない質問数も激増してきたので、全体として質問の内容自体が分散化し、特定の問題を深く掘り下げる」ことができなくなつた。これが深刻なのである。結局、現状では政府の政策に影響を与えること、大臣のアカンタビリティを明確にする場としては、満足できるものではない。⁽⁸⁾ クエスチョン・タイムは、こうしたいくつかの問題を抱えているのである。

これは、みな最近の状況についての感想である。しかし、本会議を中心とするその活動は、過去数十年ほぼ同じようなものであった、といつてよいのではないか。クエスチョン・タイムであれ、ステートメントであれ、その他のデベートの機会であれ、政府の政策や行動を詳細に分析し、それを国民に知らせるシステムとして下院が満足のゆくものではなかつたことは、多くの人が感じたことだからである。⁽⁹⁾ したがつて、イギリスにおける下院の改革は、いまなお未解決の課題だといって、よいのである。

一一

ところで、いささか旧聞に属す話だが、下院は一九七六年六月に、主として立法手続きと政府にたいする監視活動を洗いなおすため、議事手続き委員会をもうけた。一六名の議員からなるこの委員会は、以後六八回の会合をもち、議会や政府関係者の意見も聴取しながら、問題点を検討して、一九七八年八月に七六の提言 (recommendations) か

らなる報告書を公表したのである。

提言の中身の半分近くは立法手続きに関するものであったが、このとき報告書が力説したのは、次の点であった。
それは、従来からの下院の委員会を廃止して、それらを各々一〇名のメンバーからなる一二の委員会に再編成する。
そして一二の委員会のそれぞれに、一つないしは二つ程度の省庁を受けもたせ、その省庁の経費の使途や行政行為あるいは政策内容などを検討させる。つまり、このとき報告書は、下院に「省庁別特別委員会」を設置すべきだ、という方針を打ちだしたのである。⁽¹⁰⁾

これは一見するとすぐにわかるように、本会議主義の欠陥を是正しようという意図のもとに導きだされたものであつた。下院の改革は、本来ならクエスチョン・タイムにメスを入れることから、個々の議員にたいする歳費・施設の支援等にいたるまで、多彩な視点で考えられねばならない。しかし、このときの議事手続き委員会の問題意識は、あらたな「委員会の導入」という点にそそがれたのである。ここで各省庁にリンクした特別委員会をつくれば、一貫性や継続性に欠ける本会議での討論をフォロー・アップし、なお議論を深めることができる。政府の政策や行動も体系的に監視できる。そうなれば、政府の議会に対するアカンタビリティも高めることもできる、こう考えたのであった。

もつとも、あらためて省庁別特別委員会の設置をうちだし、これをもつて本会議の活動を補おうとしたことについては、やや奇異に感じられるかもしれない。なぜなら、これまでの委員会でも、それほど決定的に機能不全に陥つていたようにはみえないからである。たとえば、常任委員会 (Standing Committees) などは、一応それなりに機能し

ていたといえるのではないか。

しかし周知のように、常任委員会の場合は、本会議の第一読会を通過した法案を逐条的に検討するだけのものであり、ひろい意味での政治監視を目的とはしていなかつた。それに常任委員会は、その名称にも似あわず、実はきわめてアドホックな性格を帶びてゐた。すなわち、それはある一つの法案の審議のために組織されるが、しかしそれが終われば解散させられ、次の法案を審議するために、また別の顔ぶれの委員会がつくられるという（各委員会にはただアルファベットの A、B、C……等の名称がつくだけ）、その場があらのものなのである⁽¹¹⁾。これでは、本会議の活動を全体的に補う」とにはならない。

しかし、それなら昔からある特別委員会はどうであろうか。この国では一九世紀後半に決算委員会（Public Account Committee）をつくり現在もなお存続させてゐる。一九世紀のはじめには予算委員会（the Estimates Committee）を創設した。これらは、いざれも特別委員会と同じような役割をはたしてゐたのである。

戦後も、一九五六年に国有企業に関する特別委員会をつくつた。一九六〇年代の中盤以降は、とある労働党政権の下院指導者リチャード・クロスマン（Richard Crossman）の努力により、合計六つの特別委員会をつくつた。（農業、科学・技術、教育、移民、海外援助、スコットランド問題の六委員会。ただし農業と教育は途中で廃止）いわゆる「クロスマンの実験」と呼ばれるものが、それであつた。さらに、一九六九年には、右の予算委員会を歳出特別委員会（Select Committee on Expenditure）として衣替えした⁽¹²⁾。つまり、七八年に議事手続き委員会が一定の方向をだしたものである⁽¹³⁾。特別委員会はそれまでの蓄積をふまえて、実質的に機能していたのである。

そうだとすれば、ここでさらに別の特別委員会を設置するというのは、屋上に屋を架すことになるのではないのか。

報告書は結局なにを狙っていたのか。こうした疑問もでてくるのである。しかし、議事手続き委員会は、それまでの対応はすべて場当たり的なものであり、抜本的な改革にはなっていない、という強い認識をもつていたのである。

たしかに、よく考えてみると、六〇年代における「クロスマンの実験」といっても、それはまだまだパッチワーカ的なものであり、包括性をもつてはいなかつた。それらは、つくられたかと思えば消えざる不安定性をもつていた。いいかえると、特別委員会にはどこまで調査させるべきなのか、委員会自体はいつまで存続させるべきかで、まだ迷いがあつたのである。そのため、議員の特別委員会にたいする関心もいま一つ盛り上がりに欠け、本会議で上記委員会の「報告」がなされても、出席者が極端に少ないというシーンがしばしばみられた。「一九六八年五月に科学・技術委員会の報告について討論をおこなつたとき、その出席者はわずか一七名にすぎなかつた。そのうち一一名は当該委員会のメンバーであり、他の二名は大臣⁽¹⁴⁾」といっていたらくであつたのである。

したがつて、六〇年代と七〇年代のそれらは、なお「アドホックな特別委員会の蔓延の時代⁽¹⁵⁾」の産物にすぎない。これを清算しようとする報告書の内容は、やはり画期的な意味をもつていた、といつてよいのである。

それに角度を変えてみてみると、このときの報告書は、本会議主義の欠点を補うだけでなく、下院の性格を根本的に変えるもう一つの「可能性」を含んでいたように思う。それは、——当時しきりに人々の想像をかきたてたのだから——あらたにつくられる特別委員会は、二大政党を中心として「対立（敵対）の政治」を開拓してきた下院のそれとはまったく異なる、アメリカ型の活動スタイルを持ち込むことになるのではないかということであつた。

すなわち、一九七六年の議事手続き委員会が構想した「省庁別特別委員会」とは、およそ次のようなものであった。
この特別委員会は従来の委員会のように、院内幹事によって指名される議員からではなく、党派色を薄めるため「委員選出委員会」(the Committee of Selection)を通じて選ばれた人々からなる。選ばれた委員は、年中同じ顔ぶれで審議できるよう、同一会期中は同一委員会に所属することになる。

さらに、常任委員会の場合は、外部の証言をもとめることができなかつたが、しかしあらたな特別委員会は、独自の判断で調査のテーマを設定し、大臣を召還できるほか、院内外から証人、資料、記録をとりよせることができるようになる。もちろん、専門的なスタッフの助力もえられる。また委員会のメンバーは、個人的に公費で研究員を雇うこともできる。ちなみに、常任委員会では、本会議をそつくりそのまま小型にしたような部屋で、政府と野党が向かい合つて審議をおこなつているが、しかし特別委員会ではコンセンサスがえやすくなるよう、議員は馬蹄形の形をした机に着席して議論することになる。

委員会は最後に報告書を提出するが、これに対しても、関連する各省庁から一ヶ月以内に回答をもらえるようになる。また、これは本会議にも送付されるが、一會期中八回（各月曜日）はそれへの討論日にあてもらう。こうであつた。⁽¹⁶⁾

繰り返すが、これはどちらかといえば、予算とスタッフをたつぱりもつアメリカ型委員会を思わせた。少なくとも、イギリスの「対立の政治」とは、かなりの隔たりがあつた。したがつて、もしこれが定着することになれば、政党同士のぶつかりあいをもつぱらとする“ウエストミンスター文化”は、がらりと変容せざるをえない。これが問

題だったものである。⁽¹⁷⁾

もつとも、報告書それ自体は穏やかなトーンで書かれていて、そうしたラジカルな気配を感じさせなかつた。たとえば、政府と議会の関係はいま政府側に著しく有利に傾いているけれども、しかし両者のバランスの回復は、権力の「根本的な、あるいは革命的な変革などによってではなく、現にあるものから自然に導きだされる、一つの進化的な変革によつて」⁽¹⁸⁾なされなければならない、などと述べていたからである。だが、この表現の背後には、やはり因習と倦怠にうむ下院へ衝撃をあたえる、なにかが潜んでいたのではないか、そうした印象をもたせたのである。

事実、このことを敏感に嗅ぎ取つた人々がいた。それは保守党右派の論客エノック・パウエル (Enoch Powell) や、報告書が公表された当時、キャラバン労働党政権のもとで下院指導者をつとめていた左派のマイケル・フット (Michael Foot) などであった。かれらは、報告書に潜在する“危険性”を察知し、これに本能的に反発した。「政治の偉大なるぶつかり合い」の場として存在する本会議をさしおいて、委員会でコンセンサス・ポリティクスなどを追求するというのなら、下院の役割は基本的に壊されてしまう、というわけである。⁽¹⁹⁾

この反発は、もちろんかれらがまだ本会議主義的なものを善とする発想から抜け出られないから、なされたものだろう。ただ、だからといってそれを一笑に付すことができたのかどうか、ここではにわかに答えられない。特別委員会の設置が、下院のありかたにやがてどのような影響をあたえるか、それによつてイギリス政治が今後どのような性格を帯びるのかは、この時点ではそれほど自明なことではなかつたからである。

ともかく、議事手続き委員会の報告書は、一九七九年二月本会議で討論に付され、ついで同年六月に採決にもちこ

まれた。⁽²⁰⁾ この間、総選挙がおこなわれ、労働党から保守党への政権の交代をみていた。しかし報告書の内容は、保守党政権の手であらためて動議として提出され、下院を通過することができたのである。

政権交代の不安定な時期に、これが圧倒的多数（二四八対一二）で票決されたのは、たまたま幸運な条件が重なったからであった。(a) 議会がスタートしたばかりで、議員の負担もまだそれほど大きくなく、議事手続きの改革にはよいタイミングであったこと、(b) 議員のなかに改革を歓迎するムードがあったこと、そしてなにより(c) 新政権の新下院指導者ノーマン・セント・ジョン・ステーヴァス (Norman St John Stevens) ⁽²¹⁾ がこの実現に非常に積極的であったこと、こうした状況があつたからである。

ただ、新政権は、議事手続き委員会の提言を、ここですべて受け入れたのではない。たとえば、省庁別特別委員会の報告を、下院の会期中八日間はその討論にあてる、という点は認めなかつた。また、証言のため大臣を「強制的に」委員会に出席させることにも同意しなかつた。したがつて、実現は手放しで讃められるようなものではなかつた。けれども、報告書の基本的な構造は、このときほんとんど受け入れられたのであり、したがつて七九年の改革は、やはり下院にとつては非常に大きな分岐点となつていたのである。⁽²²⁾

三

省庁別特別委員会の導入が決まってから、実際にそれが設置されるまでには、やや時間がかかつた。しかし、一九七九年一一月には一四の委員会を発足させ、一九八〇年早々にはそれぞれの仕事を軌道にのせることができたのであ

る。以後は、着々と実績をあげ、下院にとつてこれは次第に欠くことのできない存在となつた。⁽²³⁾

特別委員会は、会期中に毎週一回か、それとも二週間に三回程度ひらかれるのが普通のパターンであった。一週間に二回というのはめったになかった。議員はかなり多忙なのだが、一週間のうちでは、だいたい平均五～六時間ぐらいは委員会活動のために時間をさいた。⁽²⁴⁾

委員会でとりあげるテーマは、当然のことながらさまざまであった。たとえば、ヨーロッパ諸国との貿易不均衡、観光、鉄鋼公団、対中国貿易、情報テクノロジー、郵便局、ローバー・グループのブリティッシュ・エアロスペースへの売却、イラクへの武器輸出など、それらは多岐にわたつた。⁽²⁵⁾ 内部での審議の仕方は、すでに触れたように、院の内外から文書・口頭による証言をあつめる形ですすめられた。したがつて、いささか大げさにいえば、特別委員会は、こうしたテーマをめぐって院内外の情報や意見が飛び交う、一種のフォーラムと化したのである。

大臣は、委員会に出席する義務からは免れたが、しかし出席要請に応じないと、いつ非難の矢が飛んでこないともかぎらないので、実際にはほとんどがそれにしたがつた。上級公務員なども、よほどのことがなければ出席要請を拒否できなかつた。このため、政府側としてはいつ自己の行為について説明をもとめられても、それに対応できるよう万端相整えておかなければならなかつた。こうして、特別委員会は政府側に質問をし、かれらと意見を交わしながら、当該省庁の行政行為を監視し、間接的ではあるが、その政策行動に影響をあたえることができたのである。⁽²⁶⁾

したがつて、これが発足した三年後、下院は特別委員会の各委員長によって構成される「連絡委員会」(Liaison Committee)で、「の制度がうまく機能しているかどうかを調査したのだが、その結果はきわめて有効だという結論

になつたのである。⁽²⁷⁾ それから七年後、つまり制度発足から一〇年後の一九九〇年にも「議事手続き委員会」をもうけ、あらためて一〇年間の足跡を総括しなおした。しかしそこでもまた、右の連絡委員会と同じように、非常に満足できるという結論をえたのであつた。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

しかし、省庁別特別委員会の評価は、実はそれほど簡単ではない。なぜなら、委員会は一四もあり（一九九七年以降は一六）、委員会のタイプ、とりあげるテーマなどみな違つていて、また内容的にももっぱら政府批判に徹しようとしたのか、あるいはたとえば法的な抜け穴の修正をせまろうとしていたのか、それとも政策そのものへ影響をおぼそうとしたのか、などで評価が微妙に変わるからである。⁽³⁰⁾

さらに、もつと基本的に、以上のような特別委員会の活動は、考えてみるとただそのレベルだけのものであり、「改革の楔」としてはいかにも手ぬるい、とみることもできた。つまり、この制度は政府への監視機能をつよめ、影響力行使機能をつよめようとしてつくられた。だが、さらにそれ以上に踏み込んで、みずからを「政策決定の一部」にまで拡大しようとはしない。いわば、消極的な立場にとどまっていたのである。⁽³¹⁾ だから、こうしたいくつかの異なるレベルの批判的な視点を前提におくと、「評価」の内容も一八〇度変らざるをえないものである。

たしかに、そう考えればこの制度は利点ばかりではなく、多くの欠点をもつていた。思いつくままに挙げてみると、それらは次のようなものであつた。

- (1) 省庁別特別委員会における最も深刻な問題は、これに依然として政党政治が入りこみ、委員会の設置目的である政府監視機能(function of scrutinising)そのものを、だめにしているということである。政党（とくに政権党）

の影響はさまざまなかたちであらわれる。たとえば、各委員会の構成がそうである。つまり、この下院における全体としての政党の力関係が反映され、各委員会とも政権党の議員が多数派を占める、ということが起こっているのである。

むろん委員会に所属する個々のメンバーは、すでに触れたように、公的には「委員選出委員会」が選ばれることになっている。しかし、この「委員選出委員会」の決定に関しては、各党の規律維持の任にあたる院内幹事（Whip）が事実上圧倒的な重みをもつ。いいかえると、どの議員をどの委員会に所属させるかは、各党の院内幹事がもちろんマリストによって決められるのである。

したがって、たとえば一九九七年に労働党政権ができたら、いつも自党の政策を批判してきた女性議員のD・アボット（Diana Abbott）などは、新蔵相に嫌われて大蔵担当特別委員会から外されてしまった。ジョン・メータートン（Nicholas Winterton）議員が、一九九二年に保健担当特別委員会の委員長のポストから追い払われていた。ただしのときは、この処置をめぐって議論が沸いた。『タイムズ』などもコメントして「特別委員会が、保守党幹事によつて思つようにな操られれば操られるほど、同制度の独立性は怪しくなる」と批判したのである。（*The Times*

11 July 1992）

）のように、院内幹事の介入により派生する問題は、各委員会の「委員長ポスト」が政府よりの人物によつて占められ、彼（もしくは彼女）が露骨に党派色をだす場合などにもみられる。

そのよい例は、一九八〇年代と九〇年代における環境省担当特別委員会のケースだろう。このときは、マーガレット・サッチャーのもとで、地方政府の財政問題が最大の争点となつたときであり、周知のように彼女の導入しようとした新税（ポールタックス）はきわめて不人気であった。しかし特別委員会は、これをただの一度も調査しようとなかった。なぜ、これをとりあげなかつたのか。その主たる理由は、同委員会の委員長である保守党のH・ロジイ（Sir Hugh Rossi）が、委員会は政治論争の主題となつてゐるようなトピックスは避けるべきだ、という立場を貫いたからであつた。しかし、もし各委員会の委員長がみなこうした態度をとるなら、特別委員会の政治監視機能などは、いうまでもなくほんの小さなものになつてしまふのである。

(2) むろん、特別委員会は、係争中のトピックスをすべて避けているわけではない。たとえば、ごく最近（一〇〇〇年）の例では、労働党議員が委員長をつとめる委員会などで、自動車産業と雇用の問題をめぐつて、政府に批判的な報告書を公表しているからである。

しかしそれにもかかわらず、委員会によつては、メンバー間に深い亀裂をもたらすようなトピックスは調査対象からはずそう、という奇妙な姿勢をとるケースが多々みられる。これは、各委員会の構成メンバー数が少ないので、内部で対決すると收拾がつかなくなる恐れがあるので、「争点」への取り組みを回避しようとするからである。政権党側の議員としても、自党の政府を批判し大臣を困らせるのは避けたいという気持ちをもつて、これでちょうどよいわけである。委員会の報告書は満場一致でつくつたほうが政府への影響力が大きくなる、われわれは「コンセンサスの追求」をすべきだ、などと委員会のメンバーがいい立てるのは、このためである。

(3) 省庁別委員会の主たる役割は、なんども繰り返すが、政府の政策や行為にたいする監察にある。しかし、この肝心な点においても、この制度はいくつかの大きな欠点をもつていて。

たとえば、さきに委員会は大臣を喚問できないが、しかしほんどの大臣はその要請に応えていると述べた。だが、これはいうまでもなくあくまで“自発的な”ものにすぎない。場合によると政治的な疑惑に邪魔されて、最も必要なときには特定の大臣から事情聴取ができないこともあります。

それどころか、ごく最近などでは、逆に政権党所属の委員会メンバーが大臣に肩入れして、密かに背後で支えるという例すらでてきた。これは、一九九九年三月に労働党のE・ロス (E. Ross) 議員が告白したことなのだが、かれは下院の規則を破って、シエラ・レオーネ問題を調査中の外務担当特別委員会の報告書の一部（ドラフト）を密かに外相に手渡したというのである。その内容は政府に対しつきわめて批判的なものであり、したがってこれをリークしてもらつたおかげで、外相は事前にいい逃れの準備をすることができた。大臣支援のための同様のケースは、この外にもいくつも見られるのである。

大臣以外では、委員会は特定の議員や特定の公務員を名指しで出席させることができない。委員会に出頭する公務員の発言も、個人的な感想になつたり、政治的なコメントになつたりしてはいけない。かれらに許されるのは、所属官庁の大臣とその指示にもとづいて証言し、ガイドライン (Osmotherly rules)⁽³²⁾ に従い情報を提供することだけである。⁽³³⁾さらに政府側は、その気になれば記録・文書の提出等についても拒否できる。

ともかく、これらの免責規定やガイドラインのおかげで、委員会側はサルモネラ菌事件（一九八八年）のときの

E・カリー (Edwina Currie) やイラクへのスパー・ガン売却事件 (一九九一年) のときの H・ミラー (Sir Hal Miller) のように、証言してほしい議員に断られたり、行政側の非協力的な態度に悩まされたり⁽³⁴⁾。これも決して看過できない点であらう。

(4) 省庁別特別委員会を設置したりとによって、従来あまりなかった下院と利益団体の公的な接触がひんぱんに行われるようになつた。立法作業にしたがう常任委員会の場合は、運営手続き上、院外の代表を委員会の場にまねく」とはできない。しかし、特別委員会にとって、外部の参考人から証言をえることはあわめて重要な活動の一環である。ただし利益団体は、むしろから証言をもとめてくるまでまつような」とはしない。ひとたび特別委員会が調査対象にするトピックスを公表するや、それに関連する諸団体はみずからすんで、資料を提供する。これが普通のやりかたである。そのせいかなりの数の団体が文書を送りつけ、口頭での証言を行おうとする。たとえば、最近、輸出信用保証局 (Export Credit Guarantees Department) の将来像をめぐって調査した貿易・産業委員会などは、四五にものぼる諸機関から文書を送りつけられた。

このように広い範囲のあまざまな情報源に接する」とは、政府の政策や行政を調査する委員会としては大変結構なものである。だが、ここには危険性も潜んでいる。つまり、それは特別委員会と諸団体のあいだに癒着がおこりかねないところである。なかには、委員会の調査を自分たちに都合のよい方向にしむけようとして、特別委員会のアジェンダまで左右しようする団体もあるといわれている。一九八〇年代全般と、それに九〇年代はじめなどには、多くの議員個々人が院外諸団体と非常に密接な関係をもつた。だから、政治評論家のなかには、特別委員会の興隆と、

ジョン・メージャーの首相在任中、保守党を困惑させた例の“スレーズ”(sleaze)現象とのあいだには、なんらかの関連があると示唆する人まででてきたのである。⁽³⁵⁾

(5) この特別委員会は、あくまでも「諮問」委員会的なものであることを、忘れてはならない。つまり、ここではなにも決定することができない。テーマについての報告書も、単なる recommendationとして提出されるにすぎない。したがって、それが下院の本会議でとりあげられるという保証はないし、また政府がそれに直接拘束されるともないのである。

だから、たとえば各委員会は、一九七九年から九〇年にいたるまで全部で五九一の報告書と二三一の特別報告書をだしたのだが、しかしこの間本会議で討論に付されたのは、その四分の一でしかなかった。しかも、本来の議事日程内の場合であれ延長の場合であれ、それが独自のテーマとして議題になつたのは、わずか一二回にすぎなかつたのである。せっかく時間をかけ、努力してえた提言の数々は、たな晒しにされているのが実状なのである。⁽³⁶⁾

(6) 省庁別特別委員のもう一つの目的は、これを通じて各省庁の財政支出の監視(financial scrutiny)をする⁽³⁷⁾ことにある。しかし、現実にはネグレクトされている。そのわけは、各省庁の支出の流れと下院の議事日程のあいだにズレがあり監査しにくいのと、なによりも財政の監視は難しいので、各メンバーがあまりやりたがらない」とによる。しかし、これなども非常に深刻な問題だといってよいだろう。⁽³⁸⁾

(7) その他、大臣ポストなどとくらべると、各委員会の委員長ポストが政治的に軽く、「委員会の権威」を貶めている、というような問題もある。⁽³⁹⁾また、省庁別特別委員会などは、あまりマスコミに報道されないし、ここで仕事を

しても昇進につながらないということで、本腰を入れて活動するより、むしろ政府ポストをねらって走りまわる議員が多くいる。こうした状況も、まったく無視するわけにはゆかない。

ともかく以上のようにみると、省庁別特別委員会の活動は、手放しで賞賛されるようなものではなく、むしろいくつかの点で当初の期待を裏切っていたことがわかるのである。

もう一度繰り返えせば、そのポイントは、基本的には制度的欠陥にはばまれて、これが思つたほどには政治監視の実をあげていなかつたということだろう。早い話が、特別委員会の活躍によって、特定の大臣が政治責任をとつたということは聞いたことがないし、ガードの固い省庁側を崩し、大々的に情報の開示に成功したというような話も聞かなかつた。つまり、この委員会は政治責任の追及のための監視や調査という点で、依然として改革の余地を残していたということなのである。

したがつて、これの設置は下院にアメリカ型審議体の発想をもちこむことになる、という「予想」も完全に裏切つた。委員会のメンバーは、それほど潤沢とはいえない予算に文句をつけず、貧弱なスタッフでも、いま以上に充実させようとはしなかつた。これでは資金も人材も充分にそろえ、独自の調査システムをつくりあげたアメリカの委員会などには、とうてい追いつけない。

ただ、これがアメリカ的なものとして育たなかつたのは、委員会側があくまでも本会議の優位を奉じて、伝統的な「対立の政治」から脱却しえなかつたからである。委員会構成にさいして、政党の介入を認めたことや、委員会による決定権が与えられなくても、それほど大きな不満をもらさなかつたなどは、すべてそのよい例であった。コンセ

ンサス政治は、やはり遠い國の話だったのである。⁽⁴⁰⁾

結局、この制度については、次のようにいえるかもしない。——すなわち、七九年に省庁別特別委員会ができるからの変化は、たしかに過去との決別ではなく「進化的な発展」であった。この制度のおかげで、政府や大臣たちの行為がいちいちストップさせられる、ということはなかつた。また、特別委員会にはそういうことを期待もしなかつた。しかし、この委員会の活動により、本会議のクエスチョン・タイムなどよりはるかに厳密かつ体系的に、大臣や公務員たちの政策、行動、決断をチェックすることができた。もちろん、情報公開にも遜色がなかつた。

ただ、この特別委員会は「もう一つの政府」として自分自身でなにかをおこなおうとしたり、ロイヤル・コミッショングのように、みずからが将来のための青写真をぶちあげる、というところではない。その役割は行政に少しづつ、しかし長期間働きかける」とによつて、間接的なドリップ効果(“drip-drip” effect)をえることにあるのである……⁽⁴¹⁾。

これは、実はさきの一九九〇年の「議事手続き委員会」が、特別委員会の活動を総括したさいの結論的な叙述である。たしかに、特別委員会の活躍はこの範囲のなかにとどまつていたのである。

四

省庁別特別委員会の設置以降、二〇年以上たつたいま、この制度の仕組みと運用のしかたを冷静に振りかえると、いろいろな問題があることがわかつた。それゆえ、当面おこななければならないのは、急いで改革に着手することだろ

う。となつても、なにをいゝがでやればよ」のか。問題点の一つ一つを考えると、すぐには簡単にすすめられそうにならぬのはかりなものである。

しかし、1999年1月、院内から画期的な改革案がだされ、改革の糸口が明らかにされた。それは、前年度からの発足した「連絡委員会」(Liaison Committee; Session 1999-2000)が、報告書『バランスの回復』(Shifting the Balance: Select Committees and the Executive HC300)を公表して、この制度のゆつ欠点を率直に指摘するところに、具体的な改革のプログラムを提唱したものであった。一九九九年の「連絡委員会」は、かつての一九八〇年の「連絡委員会」、一九八九年の「議事手続委員会」などと同様に、省庁別特別委員会の現状と問題点を検討するために設けられたのだが、今回の報告書は、前回のそれとはまたたく間に、結論を導いたのである。

そのポイントは、「幅広い特別委員会からだけ政党色を排除しよ」というものであった。「特別委員会のメンバーが政党の幹事 (party managers) によって事実上コントロールされるのは原則としてよくな」(Shifting the Balance paragraph, 13)⁽⁴²⁾。この制度が行詰まつたのは、あれにせよに原因があるからなのであり、したがつて政党の介入を阻止されば、委員会はたたかび透明だと公平だととりあえし、独立性を確保できる。そうなれば、わづ一度政府の行動や政策を効果的に監視する」とがである。これが、報告書の基本的な内容であった。

わづ少し具体的に述べると、以下である。(i)大事なのは、特別委員会のメンバーを指名するプロセスから、従来の「委員選出委員会」を締めだす仕組みをつくねりふくである。つまり、委員会メンバーの指名は、これ以後は年長議員二名が構成する新しい「特別委員会パネル」(Select Committee Panel)におけるわせる。むろん、そのあと院内幹

事はさかんに口出しそるだらうし、個々の議員も従来通り自分のほうから名乗りだるだらう。しかし、最終決定は「完全に非党派的な立場にたつて」行動する二名の年長議員にまかせる。(paragraph, 15) いわすれば、おそらくどの政党も介入できなくなる。

これ以外には、次の点を実行に移すべきである。

(ii) 政府が任命した官職の主たるものについては、特別委員会でそれを承認するかどうかのヒアリング (confirmation hearings) をおこなつ。(paragraph, 24)

(iii) 特別委員会のメンバーになるより政府の官職を望むような議員をひきつけるため、特別委員会での活躍をキャラ・パスとみなせるようなど、各自に適切な地位と報酬をあたえる。委員長への報酬および事務経費の値上げも考え

ね。(paragraph, 30-34)

(iv) 特別委員会の提出した報告書については、これまで時間がないという理由で凍結されただが、これについては週一回（火曜日）クエスチョン・タイムのあとに110分時間をとり、それ以前の一週間まえに公表された報告書を、そりやとりあげておこなうようにする。手順としては、最初大臣が報告書に答え（五分間）、ついで特別委員会の委員長もしくは他のメンバーが反論し（五分間）、残りの時間を野党のリーダー等に発言を許すとする。これは、すでにオーストラリアやカナダの議会において実施されている方法である。(paragraph, 35-43)

(v) 特別委員会の報告書にたいする当該省庁の回答義務は一ヶ月以内となつてゐるが、しかしこれは無視されてゐる。そのような場合には、当該大臣を委員会に出席させ、遅延の理由などを説明せよとなつてゐる。(paragraph,

45)

(vi) 特別委員会は、政府支出を真剣にモニタリングし、それをふまえた財政討論日を現行の二二日から六日へ変更す
る。(paragraph, 59-60)

(vii) 各省庁に関する法案は、省庁別特別委員会がこれをあらかじめ審査できぬむべく (prelegislative scrutiny)

ある。(paragraph, 62)

報告書は、このほか委員会メンバーの出席率、各省庁間にまだがる問題の処理、特別委員会のスタッフ、報告書の
フォーマットの改良などについて取り上げている。しかし重要なのは、以上の点である⁽⁴³⁾。

これらの提議は、たとえば P. リデル (P. Riddell) など、評論家のあいだでは非常に評判がよかつた。下院の
バックベンチャーたちのなかにも、かなりの支持があつた。多くの人が、密かに特別委員会の“弱点”だと思っていた
点を、すばり取り上げたかったのである。

だが、ブレア政権はこれに冷やかだつた。政府は 1000 年五月に報告書に対する公的見解を示し、同年七月に
も下院指導者 M. ベケット (M. Beckett) が、招かれた「連絡委員会」の会合において、あらためてこの問題について
意見を述べた。しかしそのうやれにおいても、あわめて否定的な態度をとつたのである⁽⁴⁴⁾。

政府は、たとえば特別委員会委員長のサラリーを増額する以上、その地位向上をはかるなどについて
は考えるし、スタッフの追加など委員会の助けとなるものなどについても、考慮するのは“やぶれかではな
い”とした。 (Government's Response paragraph, 23 Beckett's Reply paragraph, 56) しかし、システム全体を左右

しかねない点については、——法案を事前にドラフト・ビルの段階で特別委員会が審議するという点を除けば——頑として譲歩しなかつたのである。

すなわち、特別委員会のメンバーを政党の幹事から完全に離れた形で任命すべきだ、という提案は認められなかつた。批判者がいうほど、党幹事が「任命」をコントロールしているわけではないし、だいたい特別委員会のメンバーについては、常任委員会のそれと違ひ最終的には本会議が決定している、つまり不適当なものについてはそれを拒否であるし、また過去に実際そういうケースがあつた、だから問題ないと応じたのである。(Response paragraph, 7-10)

Beckett's Reply paragraph, 19)

委員会は、大臣による官職任命を審査する公的任務をもつぐれどある提言も拒否された。官職の任命は政府の大権に属する事柄であり、委員会の任務はあくまでも「各省の行動や決定を審議する」となのであって、政策決定過程に参加する「」ではない」とされたからである。(Response paragraph, 17-18)

それに、特別委員会の提出した報告書を、本会議で毎週二〇分ずつ討論にかけるべきだ、という提案も否定された。そんなことをやれば、本会議の審議をいかで削減しなければならない。(Response paragraph, 29)、それに最近の議事手続き改革により、ウエストミンスター・ホールでの朝のセッションで討論することが可能になつたので——朝のセッションは本会議での討論に比べると、まったく人々の耳を引かないのは誰もが知つているのだが——それで代替できるではないか、というのがその理由であった。(Response paragraph, 26-27)

細かく紹介するときりがないが、いずれにせよ確かなことは、下院に根本的な改革のメスを入れ、特別委員会と行

政との間の権力バランスを変えるべきだ」という「連絡委員会」の提言に、政府はほとんど耳を貸さなかつたといふことである。行政行為や政策についての特別委員会の審議能力を、限られた範囲で強化することについては妥協する、しかしそれ以外については譲歩できない。これがかれらの一貫した姿勢であった。

したがつて、ブレア政権のこの反応は「連絡委員会」にしてみれば、「失望と驚愕」以外のなにものでもなかつた。報告書『バランスの回復』は、彼らにすれば「稳健すぎるぐる」の内容であつたからである。そこで「連絡委員会」は、同年七月末にふたたび別の報告書『独立か従属か?』(Independence or Control?)を公表し、五月にだされた政府回答の一つ一つに反駁し、政府批判をおこなつた。⁽⁴⁵⁾同委員会のなかにはD・アンダーソン (D. Anderson)、G・ダヌウディ (G. Dunwoody)、G・カウフマン (G. Kaufman)など、労働党の有力議員も含まれており (*The Times*, 25 July 2000)、政府への批判は労働党自体のなかからもじておいたのである。

しかしそれにしても、ブレア政権はなぜ特別委員会制度の改革に消極的なのか、その理由は現在のところまったくわからない。先に触れた、七月はじめの「連絡委員会」とM・ベケットとの会見においても、彼女はメンバーの激しい追求にもかかわらず、最後までついに政府の「本音」をもつねず、技術的な弁明に終始した。

しかし、政府が改革に踏み切らないのは(11000年七月本稿執筆の時点)、おそらく「連絡委員会」の提言の内容が、いざれも「本会議」と「特別委員会」についての根幹にかかる、あるいは下院のありかたについての原則にかかるものだからではないのか。

この国では、いうまでもなく先進諸国同様に、年々懸案事項や審議すべき法案が山積みされており、そのため本会

議だけではこれに対応できず、いきおい各種の委員会に依存する傾向をつよめている。この傾向は、今後ますます大きくなるだろう。したがって、委員会制度の強化はいずれにせよ避けられない状況にある。しかし、だからといってむやみに委員会の強化に走ると、やがて本会議との矛盾をきたし院内を混乱に落とし入れる。制度としての委員会は精緻化すればするほど、あるいはそれに権限をあたえればあたえるほど、本会議との関係を根本的にみなおさなけばならなくなる。もちろん、先進諸国の議会で委員会制度をもたない国はない。しかしそのうち、どれだけ本会議に重点をおくのか、それとの関係で委員会にどれだけ比重をかけるか、その選択は各国にとってそれほど簡単なことではないはずである。⁽⁴⁶⁾ 労働党政権は、いまこのジレンマに陥っているのではないか、と思われるのである。

議会改革は、おそらくは院内の議員たちが感じている以上に、イギリス政治を大きく影響づけるだろう。しかし、それはどこに向かってゆこうとしているのか、これについてはいましばらく待たなければならないのである。⁽⁴⁷⁾

(1) *scrutiny* という言葉は、日本語には訳しにくい言葉である。英和辞典をひくと、どんな辞典にも「精密な調査」とか「精査」などという訳語が付されている。したがって、それはだいたい「物事を詳しく調べる」といったようなことを意味するのだろう。しかし、「精密な調査」では、テクニカル・タームとしてはつかいにくい。「精査」という言葉も、普段の生活で使わないのでやや違和感をおぼえる。

それに、議会の手続きや運用にこれを当てはめて考えるとき、「物事を詳しく調べる」というのでは、あまりにも没価値的な、いわば取り澄ました感じをあたえる。なぜなら、詳しく調査するのは、なにか特別な理由があるからであり、社会的な損得がからんでいるからである。つまり、議会のような場所において、*scrutiny* という言葉を使用するときには、必ずその前提として、執行者にアカンタビリティがあることを想定している。そう考えると、いささか飛躍の感はあるが、*scrutiny* には政治を監視し、その責任を問いつづけるという意味で、「政治監視」という訳がふさわしいよう思う。ただし、

前後の文脈からして、「審議」あるいは「精査」と訳した方が自然な場面である。したがって、本稿では scrutiny とし、後者の場合も同様に「政治監視」として訳すのが、後者の場合もより正確であるが、その都度原語を付して表現する、とする。

- (2) わが一九九八年—一九九九年のセッションのケースである。一九九八年—一九九九年—一九九九年まで開催された回数は、全部で一回九回。開催時間は約11178時間50分であった。以上は Sessional Information Digest : 1998-99, Publications on the internet, Weekly Information Bulletin による算出だ。
- (3) cf. M. Rush, Parliamentary Scrutiny, in R. Pyper & L. Robins (eds) *Governing the UK in the 1990s* (1995) p. 112.
- (4) cf. S. Weir & D. Beetham, *Political Power and Democratic Control in Britain* (1999) p. 382.
- (5) R. L. Borthwick, On the Floor of the House, in M. Franklin & P. Norton (eds) *Parliamentary Questions* (1993) p. 74.
- (6) R. L. Borthwick, ibid, in M. Franklin & P. Norton (eds) *Ibid* p. 95.
- (7) 云ふ P. Norton, Introduction, in M. Franklin & P. Norton (eds) *Ibid* pp. 14-19.
- (8) R. L. Borthwick, ibid in P. M. Franklin & P. Norton (eds) *Ibid* pp. 90ff, M. Franklin & P. Norton, Questions and Members, in M. Franklin & P. Norton (eds) *Ibid* pp. 106ff.
- (9) cf. P. Norton, *Does Parliament Matter?* (1993) pp. 107-108.
- (10) 云ふ G. Drewry, Select Committee and Back-bench Power, in J. Jowell & D. Oliver (eds) *The Changing Constitution* (1989) p. 150 と 1977-78 Procedure Committee, *First Report, Session 1977-78* (1978) HC588.
- (11) cf. G. Drewry, ibid, in J. Jowell & D. Oliver (eds) *Ibid* p. 143, P. Silk & R. Walters, *How Parliament Works* (4th Edition) p. 124.
- (12) 云ふ P. Giddings, Select Committees and Parliamentary Scrutiny: Plus Ça Change, in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *British Government and Politics since 1945* (1995) p. 172 による。
- (13) G. Drewry, op.cit., in J. Jowell & D. Oliver (eds) *op cit.*, p. 149. 云ふ 云ふ 一九七八年がドミンゴスの隠謀にて存在し

ノリカニ[。] *op. cit.*, p. 153 & Table I の参照[。]

- (14) ブルト[。] P. Giddings, *op. cit.*, in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 177.
- (15) P. Giddings, *op. cit.*, in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 180.
- (16) Procedure Committee, *Second Report, Session 1989-90* (1990) HC 19-I lxii ブルト[。] G. Drewry, *op. cit.*, pp. 142-144, P. Norton, Nascent Institutionalisation : Committees in the British Parliament, in L. D. Longley & R. H. Davidson (eds) *The New Roles of Parliamentary Committees*, pp. 149-150, N. Johnson, Departmental Select Committees, in M. Ryle & P. G. Richards (eds) *The Commons Under Scrutiny* (1977) pp. 168ff.
- (17) G. Drewry, *op. cit.*, in J. Jowell & D. Oliver (eds) *op. cit.*, pp. 142-143.
- (18) Procedure Committee, *First Report, Session 1977-78*, p. viii.
- (19) ブルト[。] M. Rush, *op. cit.*, in R. Pyper & L. Robins (eds) *op. cit.*, p. 121, G. Drewry, *op. cit.*, in J. Jowell & D. Oliver (eds) *op. cit.*, p. 151.
- (20) P. Giddings, *op. cit.*, in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 181.
- (21) P. Norton, Nascent Institutionalisation, in L. D. Longley & R. H. Davidson (eds) *op. cit.*, pp. 153-154.
- (22) ブルト[。] G. Giddings, *op. cit.*, in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 181. もとより、本章全体を構成し、大童一男「職後イギリスの議会改憲——下院の擴張と19世紀の改革——」年報政治学『政治過程と議会の機能』(田本政治学会編) 所収、前田延夫「イギリスにおける議院の制度の発展——1979改革を中心として——」『国政調査権の研究』(法律文化社) 所収、前田英昭「議院内閣制における國會の行政統制」年報行政研究27『統治機構の構成』(日本行政学会編) 所収参照[。]
- (23) P. Giddings, *op. cit.*, in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 181.
- (24) P. Silk & R. Walters, *op. cit.*, p. 215, S. Weir & D. Beetham *op. cit.*, p. 407.
- (25) P. Norton, *Does Parliament Matter?* p. 99.

- (26) 云々上記をもぐる P. Norton, *Ibid* p. 100, G. Giddings, op. cit., in F. F. Ridley & M. Rush (eds) pp. 182-183.
- (27) G.Drewry, op. cit., in J. Jowell & D. Oliver (eds) *op. cit.*, pp. 154-155.
- (28) Procedure Committee, *Second Report, Session 1989-90 HC19-1* p. xxi.
- (29) 一九八〇年ゼミナル特別委員会の活躍は、なんらかの理由で、より多くの注意が払われるべき重要な要素である。しかし、財政監査の域でセッションの“value for money”を推進し、 PACに新たな活力を吹き込んだ功績は、議會院 (ZAC) が最も大きいとされるべきである。P. Giddings, op. cit., in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 185, P. Norton, Nascent Institutionalisation, in L. D. Longley & R. H. Davidson (eds) *op. cit.*, p. 148.
- (30) Procedure Committee, *Second Report, Session 1989-90 HC19-1*, p. lxxx, D. Hawes, *Power on the Back Benches?* (1993) pp. 55ff. すべて議會院の分類として *Ibid*, pp. 188ff.
- (31) 云々 cf. D. Judge, The Effectiveness of the post-1979 Select Committee System: the Verdict of the 1990 Procedure Committee, in *Political Quarterly*, Vol. 63 No. 1 (1992) pp. 92ff.
- (32) S. Weir & D. Beetham, *op. cit.*, pp. 406-407 N. Johnson, op. cit., in M. Ryle & P. G. Richard (eds) *op. cit.*, pp. 177-178 参照のこと。云々セントラル・エクイワシタリティ監査委員会による監査は強制力を行使し当該人物を取監する。一方で監査した後は cf. P. Silk & R. Walters, *op. cit.*, p. 216. たゞ、セントラル・エクイワシタリティ監査は、和専門家による『現代の行政改革』(一九九八年) に記載されて参考。
- (33) 云々上記をもぐる S. Weir & D. Beetham, *op. cit.*, pp. 406-407.
- (34) P. Silk & R. Walters, *op. cit.*, p. 216 cf. D. Judge, op. cit., pp. 94-95.
- (35) 云々 M. Rush (ed), *Parliament and Pressure Politics* (1990) 参照。ただし、この最後の問題は、議員の行為に対する規則改定によるもので大幅に減少した。議員は現在は議会外組織への金銭的な、あるいは他の関係については以前よほ議員による報酬からも離れて取扱われた。
- (36) S. Weir & D. Beetham, *op. cit.*, p. 410. 云々本会議の進行スケジュールを握っている政府が、それではある過密な

議題のなかに、報告書などを差し戻されたたむに起り、本会議では基本的には関連省庁や機関、本会議として受け取る義務があるとする立場がたたかれていた。「だな署」をいふことから生じたのである。以上、N. Johnson, op. cit., in M. Ryle & P. G. Richard (eds) *op. cit.*, p. 180.

- (37) N. Johnson, op. cit., in M. Ryle & P. G. Richard (eds) *op. cit.*, p. 179, P. Giddings, op. cit., in F. F. Ridley & M. Rush (eds) *op. cit.*, p. 184.
- (38) N. Johnson, op. cit., in M. Ryle & P. G. Richard (eds) *op. cit.*, pp. 181-182.
- (39) ベタハトヒウニシテセ cf. P. Silk & R. Walters, *op. cit.*, p. 221.
- (40) S. Weir & D. Beetham, *op. cit.*, p. 416.
- (41) Procedure Committee, *Second Report Session 1989-90*, HC19-1 p. lxxviii-lxxx.
- (42) Liaison Committee, *First Report Shifting the Balance: Select Committees and the Executive* HC-300.
- (43) ベタハトヒウニシテセ Liaison Committee, *First Report Shifting the Balance*.
- (44) cf. *The Government's Response to the First Report from the Liaison Committee on Shifting the Balance: Select Committees and the Executive. Session 1999-2000* cm4737, ハトヒウニシテセ Liaison Committee : Second Report, *Independence or Control? Session 1999-2000*, Minutes of Evidence. HC748.
- (45) Liaison Committee : Second Report, *Independence or Control? Session 1999-2000*.
- (46) cf. P. Norton, Nascent Institutionalisation, in L. Longley & R. Davidson (eds) *op. cit.*, p. 143.
- (47) 上述の画面ハトヒウニシテ證覼せ、云上ださりせん。もと大かへかの深刻な證覼せかハベヌハベタ一議会とEUとの関係ドヘヌ、リスヒウニシテ簡単には扱へたるのド難み皆あねつかなし。たゞ、ヘギコスヒタルスモドのEUの課徴ヒウニシテ、P. Norton, The United Kingdom : Political Conflict, Parliamentary Scrutiny, in P. Norton (ed) *National Parliaments and the European Union* (1996) が、モハト部のまゝハテルテ來の證覼ヒウニシテ P. Giddings & G. Drewry, *Westminster and Europe* (1996) pp. 314-315 などが示唆する。

注：本稿はイギリス、ヨーク大学キース・オールダーマン氏（Dr. R. K. Alderman）との共同作業によるものであり、執筆は次のような手順でおこなった。

はじめに、梅津が本稿についてのアイデアをだし、オールダーマン氏より文献等の紹介をうけた。それにもとづき梅津が日本語で本稿の全体を書き、その内容を逐一オールダーマン氏に説明した。その後、オールダーマン氏から申しでられた数カ所の「差し替え部分」を梅津が日本語に訳し、それらをもとの梅津の文章に入れ替えた。そのさい、訳はできるだけ原語に近いものにしたが、しかし前後の関係で一部要約、意訳せざるをえない個所がでてきた。しかし、それらに関しては両者でいちいち話しあい、ほとんど了解しあえたように思う。

いずれにせよ、こうした作業を通じてオールダーマン氏の執筆された個所（「差し替え部分」）は、およそ次の通りである。
〔三〕の〔1〕〔2〕の全部、同〔3〕の一部、同〔4〕の全部、四の約三分の一（一一一頁～一二三頁）。